

第百四回国会 衆議院 商工委員会議録 第四号

昭和六十一年二月二十五日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 野田 毅君

理事 奥田 幹生君

理事 野上 徹君

理事 城地 豊司君

理事 甘利 明君

理事 加藤 卓二君

理事 粕谷 茂君

理事 辻 英雄君

理事 奥野 一雄君

理事 浜西 鉄雄君

理事 木内 良明君

理事 工藤 晃君

出席國務大臣

通商産業大臣 渡辺美智雄君

出席府政委員

通商産業大臣官 児玉 幸治君

房長 鎌田 吉郎君

通商産業大臣官 房総務審議官 杉山 弘君

通商産業省機械 情報産業局長 棚橋 祐治君

情報産業省機械 情報産業局長 棚橋 祐治君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

情報産業省局長 杉山 弘君

辻 英雄君 森下 元晴君
橋本龍太郎君 加藤 卓二君
藤尾 正行君 高村 正彦君
森下 元晴君 辻 英雄君
小平 忠君 横手 文雄君
同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

同日 補欠選任
山口 敏夫君

本日の会議に付した案件
航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○野田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、航空機工業振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。渡辺通商産業大臣。

航空機工業振興法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺國務大臣 航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
航空機工業は、あらゆる分野の先端技術の集積の上に成り立つ総合的工業であり、その関連産業は極めて広い範囲にわたると同時に技術波及効果も大きいことから、その発展は、一國の産業基盤の強化及び産業技術の水準向上に資するところ極めて大なるものがあると言えます。

諸外国においては、航空機工業を一國の産業技術を牽引する産業として位置づけ、政府がその積極的な振興策を実施しているところであり、技術立國を志向する我が国においても、今後、その発展がますます期待される産業であります。
航空機工業振興法は、航空機等の国産化を促進するため、昭和三十三年に制定されましたが、本法に基づき、航空機工業の振興のための施策を展開してきた結果、これまで日本航空機製造株式会社によるYS11の開発、生産、販売、さらには近年のボーイング707の米國との共同開発、そして現在進行中のV二五〇及びYXX計画への参画と、我が国航空機工業は、ようやく國際共同開発のパートナーとして参画できるだけの成果を上げるに至つてきております。

こうした状況のもとで、近年、内外の航空機工業をめぐる大きな流れとして、航空機等の開発に要する膨大な技術的、資金的リスクを分散させるため、國際共同開発方式が航空機等の開発の趨勢となつてきており、我が国航空機工業の振興策としても、國際共同開発に積極的に参画し、諸外國との間における先端技術分野における積極的な交流を図っていくことが最も適切な方策である

と考えられるところであります。
一方、現在我が国が取り組んでいる百五十席クラス搭載用のジェットエンジン開発計画(V二五〇計画)及び百五十席クラス輸送機開発計画(YXX計画)については、開発の本格化に伴う資金需要の著増が見込まれることから、現行の補助金による助成方式では対応し切れなくなつてきており、これらの計画を初め、我が国が今後、現実に國際共同開発に取り組んでいくためには、膨大な資金的なリスクを克服していくための新しい助成制度を導入する必要があるところであります。

本法律案は、このような観点から、航空機工業振興法の一部を改正しようとするものであります。
次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、目的の改正であります。これまで「航空機等の国産化」の促進による「國際収支の改善への寄与」を目的としていたところを、航空機工業をめぐる内外の実情の変化を踏まえ、「航空機等の國際共同開発を促進するための措置等を講ずること」により、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び國際交流の進展に寄与すること」に改めることとしております。

第二は、民間航空機等の國際共同開発の促進のための措置を講ずることとしてあります。
現在進行中のV二五〇、YXX計画等膨大な開発資金を要するリスクの大きい國際共同開発に対して、効率的な助成を行うための措置として、政府は、國際共同開発に対する助成の業務を行うに適切な者として通商産業大臣が指定した財団法人に対して交付金を交付すること、指定された財団法人は、まず國からの交付金を用いて國際共同開発事業者等に対する補助及び利子補給を行うこと

と、そして、将来開発が成功した場合には、国際共同開発事業者等からその助成額を超えて収入または利益の一部を納付金として納付させ、当該納付金を次の国際共同開発に対する助成金として用いることとする等の措置を規定するものであります。

第三は、このような措置が、適確かつ公正に実施されることを確保するために、指定財団法人に対する業務規定、事業計画の認可等の通商産業大臣による所要の監督を規定することとしております。

なお、以上のような新しい措置を規定すると同時に、現行法に規定されている日本航空機製造株式会社に関する規定を、同社が既に解散している実情に照らし、削除することとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

「第二章 削除 航空機工業の助成(第十一条・第十二条) 第三章 航空機工業の助成(第十三条・第三十七条)」

進のための措置(第三条・第十条)その他の助成措置(第十一条・第十二条)(第十三条・第二十一条)に改める。

第一条中「国産化」を「国際共同開発」に、「措置」を「措置等」に、「国際収支の改善」を「国際交流の進展」に改める。

第二条第一号中「航空機」の下に「であつて、民間航空の用に供するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この法律で「国際共同開発」とは、本邦法人と外国法人(外国の政府機関その他の通商産業省令で定める者を含む)とが共同して行う航空機等の設計、試作及び試験並びにこれらに付随する行為をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 国際共同開発の促進のための措置(開発指針)

あります。何とぞ慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。○野田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午前九時三十七分散会

航空機工業振興法の一部を改正する法律案 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

「第二章 国際共同開発の促進 第三章 航空機工業に関する指定開発促進機関 第四章 罰則(第二十九条)」

第三条 通商産業大臣は、国際共同開発を促進するため、国際共同開発の事業を行う本邦法人(以下「開発事業者」という。)に対する国際共同開発に関する基本的な指針(以下「開発指針」という。)を定めるものとする。

2 開発指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 航空機工業及び国際共同開発の動向

二 国際共同開発の対象とすべき航空機等の種類

三 国際共同開発により達成すべき技術上の目標

四 その他国際共同開発に関する重要事項

針を定めようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により開発指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

(指針の改定)

第四條 通商産業大臣は、内外の経済的事情の変動のため必要があるときは、開発指針を改定するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、開発指針の改定について準用する。

第五條 政府は、開発指針に即して国際共同開発を促進するため、開発事業者等(開発事業者及びその承継人をいう。以下同じ。)に対して次に掲げる助成金(以下「開発助成金」という。)の交付の事業を行う者として通商産業大臣が指定した者(以下「指定開発促進機関」という。)が当該事業を行うときは、その指定開発促進機関に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の全部又は一部に充てるため交付金を交付することができる。

一 国際共同開発(開発指針を勘案して通商産業大臣が定める国際共同開発の助成に関する基準に適合するものに限る。次号において同じ。)に必要な資金であつて、通商産業省令で定める用途に係るもの一部に充てられる助成金

二 国際共同開発に必要な資金(前号の助成金に係るものを除く)に係る通商産業大臣が定める金融機関からの借入れによる債務に係る利子の額に通商産業省令で定める割合を乗じて得た金額の支払いに充てられる助成金

第六條 指定開発促進機関は、前条の交付金の交付を受けようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に交付の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の申請に対し、交付金の交付の決定をする場合においては、この法律及びこれに基づく命令の規定並びに予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前条の交付金の交付に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(交付金の目的外使用の禁止)

第七條 指定開発促進機関は、第五條の交付金を、第十四條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に従つて、開発助成金の交付の事業に使用しなければならない。

(納付金)

第八條 通商産業大臣は、指定開発促進機関に対し、開発助成金の交付を受けた開発事業者等から、その交付を受けて開発された航空機等の販売その他の当該国際共同開発の事業の成果の利用により開発事業者等が得た収入又は利益(次項において「開発による収益」という。)の一部を第五條の開発助成金の交付の事業に充てるための納付金として徴収することを、開発助成金の交付の条件として定め、これに従つて当該納付金を徴収することを命ずることができる。

2 前項の納付金の額は、開発による収益の発生に対する開発助成金の寄与の程度を勘案して通商産業大臣が国際共同開発の事業の種類ごとに定める算式により算定した金額とする。

3 前条の規定は、第一項の規定により徴収した納付金について準用する。

(開発助成金の目的外使用の禁止)

第九條 開発事業者等は、交付を受けた開発助成金を、指定開発促進機関が第十四條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に基づき決定した当該開発助成金の用途その他の事項及びその決定に際し付した条件に従つて、使用しなければならない。

(開発事業者等の財産の処分の制限)

第十條 開発事業者等は、交付を受けた開発助成金を使用して行う国際共同開発の事業により取

る

得した財産を、指定開発促進機関が第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に基づき当該開発助成金の交付を決定するに際し付した条件に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第三章の章名中「の助成」を「に關するその他の助成措置」に改める。

第十一條中「航空機等の国産化を図るため」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発を促進するため」に改める。

第十二條中「航空機等の国産化のための設備の設置」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発の促進」に改める。

第十四章 日本航空機製造株式会社を「第四章 指定開発促進機関」に改める。

第十三條及び第十四條を次のように改める。

(指定)
第十三條 第五條の指定は、通商産業省令で定めるところにより、民法(明治二十九年法律第八十九號)第三十四條の規定により設立された財団法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするもの申請により行ふ。

2 通商産業大臣は、前項の申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一條第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者
ロ 第十八條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
3 通商産業大臣は、第一項の指定の申請が次の

各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定その他開発助成金の交付の事業に係る業務(以下「助成業務」という)の適確な実施に必要な知識及び能力を有するものであること。

二 助成業務の適確な実施に必要な経理的基礎を有するものであること。

三 その役員構成又は助成業務以外の業務を行つている場合にはその業務の内容が助成業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際共同開発の効率的かつ円滑な促進を阻害することとならないこと。

(業務規程)
第十四條 指定開発促進機関は、助成業務の開始前に、当該助成業務に關する規程(以下「業務規程」という)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定の基準に關する事項

二 一の国際共同開発の事業に対する開発助成金の交付の期間に關する事項

三 開発助成金の交付の申請及び決定の手續並びに交付の決定に際し付すべき条件に關する事項

四 前三号に掲げるもののほか、開発助成金の交付に關し必要な事項

五 第八條第一項の納付金の徴収に關する事項
六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、助成業務の適確かつ公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十五條から第十九條までを削る。

第二十條中「会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の」を「指定開發促進機關は、毎營業年度、通商産業省令で定めるところにより、」に改め、「資金計画」を削り、「定め」を「作成」に改め、同條を第十五條とする。

第二十一條から第二十六條までを削る。

第二十七條中「会社は、毎營業年度経過後三月以内に、その營業年度の」を「指定開發促進機關は、毎營業年度終了後、通商産業省令で定めるところにより、」に、「及び損益計算書並びに營業報告書」を、「収支決算書及び事業報告書」に改め、「提出」の下に、その承認を受けしを加え、同條を第十六條とし、同條の次に次の三條を加える。

(開發促進基金)
第十七條 指定開發促進機關は、開發助成金の交付の事業に關する基金(以下「開發促進基金」という)を設け、第五條の規定により政府から交付を受けた交付金及び第八條第一項の規定により徴収した納付金に相当する金額をこれに充てるものとする。

2 開發促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方法によらなければこれを運用してはならない。

一 國債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機關への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

3 指定開發促進機關は、開發促進基金に係る經理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の經理と区分して整理しなければならない。

(解任命令)
第十八條 通商産業大臣は、指定開發促進機關の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく処分違反したとき、第十四條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程若しくは

第十五條の規定により通商産業大臣の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行つたとき、又は助成業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定開發促進機關に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。(役員及び職員は公務員たる性質)

第十九條 助成業務に従事する指定開發促進機關の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五號)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十八條の見出しを「監督命令」に改め、同條第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、指定開發促進機關が正当な理由がないのに助成業務を行わないことその他助成業務の実施を適切に行つていないことにより国際共同開発の促進に支障が生じていると認めるときは、指定開發促進機關に対し、助成業務を適確に遂行するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十八條第二項中「通商産業大臣」を「前項に定めるもののほか、通商産業大臣」に、「会社」に対し、業務を「その必要の限度において、指定開發促進機關に対し、助成業務」に改め、同條を第二十九條とし、同條の次に次の二條、章名及び三條を加える。

(指定の取消し等)
第二十一條 通商産業大臣は、指定開發促進機關が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて助成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七條(第八條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用したとき。

三 第八條第一項、第十四條第三項、第十八條又は前條の規定による命令に違反したとき。

四 第十三條第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 第十四条第一項の認可を受けた業務規程又は第十五条の認可を受けた事業計画によらな

い、助成業務を行つたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。
2 通商産業大臣は、前項に定める場合のほか、指定開発促進機関が第五条の開發助成金の交付の事業を行う必要がないと認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

(聴聞)

第二十二條 通商産業大臣は、第十八条又は前条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五章 雜則

(國への納付命令)

第二十三條 通商産業大臣は、指定開發促進機関が第六條第二項の規定に基づき付した条件に違反したとき、又は第七條(第八條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して交付金若しくは納付金を他の用途に使用したときは、指定開發促進機関に対し、当該交付金又は納付金の全部又は一部に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、開發事業者等が第九條の規定に違反して開發助成金を他の用途に使用したとき、又は第十條の規定に違反したときは、指定開發促進機関に対し、当該開發事業者等に交付した開發助成金の全部又は一部に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、第二十一條第一項の規定に基づき指定を取り消したときは、指定を取り消された者に対し、開發促進基金の全部又は一部

に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

4 通商産業大臣は、第二項の命令を行つた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、納付の期限を延長し、又は納付の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)
第二十四條 指定開發促進機関は、前條第一項の規定により納付を命ぜられたときは、当該命令に係る交付金又は納付金の使用に関する違反の事実が発生した日以後の通商産業大臣が指定する日から納付の日までの日数に応じ、その命令に係る金額につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を國に納付しなければならない。

2 指定開發促進機関は、前條第一項の規定による納付を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、通商産業省令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を國に納付しなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。(強制徴収)
第二十五條 第二十三條第一項から第三項までの規定に基づき通商産業大臣が納付を命じた納付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滯納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の納付金又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
第二十九條を削る。
第三十條第一項中「会社から」を「指定開發促進機関若しくは開發助成金の交付を受けた開發事業

者等から」に、「会社の営業所、事務所その他の事業場」を「指定開發促進機関若しくは開發助成金の交付を受けた開發事業者等の事務所、事業所等」に改め、「検査させ」の下に、「若しくは関係者に質問させ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、開發助成金の交付を受けた開發事業者等に対しては、当該開發助成金の交付を受け行つた業務の範囲内に限る。
第三十條を第二十六條とし、同條の次に次の二條、章名及び二條を加える。
(大藏大臣との協議)
第二十七條 通商産業大臣は、次の場合には、大藏大臣と協議しなければならない。
一 第五條第一號の基準を定めようとするとき。

二 第五條第一號又は第二號の通商産業省令を定めようとするとき。
三 第五條第二號の規定により金融機関を定めようとするとき。
四 第八條第二項の算式を定めようとするとき。

(指定開發促進機関の指定の取消しに伴う経過措置)
第二十八條 第二十一條第一項の規定により第五條の指定が取り消された場合において、通商産業大臣がその取消し後に新たな指定開發促進機関の指定をしたときは、当該取消しに係る指定開發促進機関の開發促進基金(第二十三條第三項の規定に基づき納付の命令に係る金額に相当するものを除く。次項において同じ)その他の助成業務に係る財産は、政令で定めるところにより、新たに指定を受けた指定開發促進機関に帰属するものとする。

2 前項に定める場合のほか、第五條の指定が取り消された場合における開發促進基金その他の助成業務に係る財産の管理及び処分については、政令で定めるところにより、第八條第一項の納付金を納付した者の意見を聴いて処理するものとする。

第六章 罰則
第二十九條 偽りその他不正の手段により交付金又は開發助成金の交付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の場合において、情を知つて交付した者も、また同項と同様とする。
第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第七條(第八條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用した者
二 第九條の規定に違反して開發助成金を他の用途に使用した者
第三十一條を次のように改める。
第三十一條 第二十一條第一項の規定による助成業務の停止の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
第三十二條の前の見出しを削り、同條及び第三十三條を次のように改める。
第三十二條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。
第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科す。

ものとする。
附則
2 前項の規定は、國には適用しない。
第三十四條から第三十七條までを削る。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の規定に基づき、交付金を交付すること。

第七条第一項の表航空機・機械工業審議会の項を削る。

理由

近年における航空機工業を巡る事情の変化にかんがみ、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際交流の進展に寄与するため、航空機等の国際共同開発に関する指針の策定、航空機等の国際共同開発を行う事業者等に対する助成金の交付及びこれにより収益が生じた場合の開発事業者等からの納付金の徴収等を行う機関を指定する等により、航空機等の国際共同開発を促進するほか、日本航空機製造株式会社が解散している実情に照らし、同社に係る規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員会議録第四号

昭和六十一年二月二十五日

昭和六十一年三月三日印刷

昭和六十一年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C